

a u アセットマネジメント
DC プラン企業型年金規約

平成 31 年 3 月 15 日

承認番号 21002751

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 運営管理業務及び資産管理業務等（第4条—第6条）
- 第3章 加入者及び運用指図者（第7条—第15条）
- 第4章 事業主掛金及び加入者掛金（第16条—第18条）
- 第5章 運用の方法の提示及び運用の指図（第19条—第24条）
- 第6章 給付の額及びその支給の方法
 - 第1節 通則（第25条—第30条）
 - 第2節 老齢給付金（第31条—第37条）
 - 第3節 障害給付金（第38条—第44条）
 - 第4節 死亡一時金（第45条—第48条）
 - 第5節 脱退一時金（第49条—第53条）
- 第7章 事業主への資産の返還及び移換（第54条—第65条）
- 第8章 事務費の負担（第66条—第69条）
- 第9章 雜則（第70条—第78条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 事業主、又は事業主及び加入者が拠出した資金を、個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにして、公的年金の給付と相まって加入者等の生活の安定と福祉の向上に寄与せしめるために、確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）及び関係法令に基づいてauアセットマネジメントDCプラン企業型年金規約（以下「規約」という。）を定め、本規約に基づいて企業型年金制度を実施する。

(事業主の名称及び住所)

第2条 本規約を適用する事業主の名称及び住所は、実施事業所一覧表に掲げるとおりとする。

- 2 実施事業所一覧表の事業主のうち、auアセットマネジメント株式会社を事業主の代表（以下「代表事業主」という。）と定め、以下の業務を行うものとする。
 - ① 法第5条に基づく本規約の変更及び法第46条に基づく本規約の終了の申請に関する業務
 - ② 法第6条に基づく本規約の届出に関する業務

(実施事業所の名称及び所在地)

第3条 本規約は、実施事業所一覧表に掲げる厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において実施する。

第2章 運営管理業務及び資産管理業務等

(運営管理業務の委託)

第4条 事業主は、法第7条第1項の規定に基づき、第1号に掲げる確定拠出年金運営管理機関（以下「委託先運営管理機関」という。）に第2号に掲げる運営管理業務を委託する。

- ① 委託先運営管理機関の名称及び所在地
 - イ 名 称 auアセットマネジメント株式会社
 - ロ 所在地 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
- ② 委託する運営管理業務
 - イ 運用の方法（本規約に係るものに限る。以下同じ。）の選定及び加入者等に対する提示
 - ロ 運用の方法に係る情報の提供

- 2 事業主は、前項に掲げる運営管理業務の委託の他、第1号に掲げる確定拠出年金運営管理機関（以下「共同受託運営管理機関」という。）に第2号に掲げる運営管理業務を委託する。

- ① 共同受託運営管理機関の名称及び所在地
 - イ 名 称 大和証券株式会社

ロ 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 委託する運営管理業務

イ 加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額（本規約に係るものに限る。以下、第49条、第50条、第52条を除いて同じ。）その他の加入者等に関する事項の記録

ロ 加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の保存

ハ 加入者等が行った運用の指図のとりまとめ

ニ 加入者等が行った運用の指図のとりまとめ内容の資産管理機関への通知

ホ 納付を受ける権利の裁定

ヘ コールセンター及びコンピュータシステムのデータ通信による照会があった加入者等に対する加入者等の氏名、住所、個人別管理資産の額その他の加入者等に関する事項の通知

ト 書面による加入者及び運用指図者（以下「加入者等」という。）の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の通知

③ 法第7条第2項に基づき、前項第1号に掲げる委託先運営管理機関は、同項第2号ロの業務のうち、資格喪失者、年金支給開始前の運用指図者及び年金受給者に対する書面による情報の提供及びコンピュータシステムのデータ通信及びコールセンターによるものを共同受託運営管理機関に再委託する。

3 法第7条第2項に基づき、前項第1号に掲げる確定拠出年金運営管理機関は、同項第2号イ乃至への業務を次の確定拠出年金運営管理機関（以下「再委託先記録関連運営管理機関」という。）に再委託する。

① 再委託先記録関連運営管理機関の名称及び所在地

イ 名称 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社

ロ 所在地 東京都品川区大崎二丁目1番1号

（資産管理契約の締結）

第5条 事業主は、法第8条第1項の規定に基づき、給付に充てるべき積立金について、第1号に掲げる資産管理機関（原信託受託者及び再信託受託者）と資産管理契約たる特定金銭信託契約を締結し、第2号に掲げる業務を委託する。

① 資産管理機関の名称及び住所

（原信託受託者）名称 みずほ信託銀行株式会社

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

（再信託受託者）名称 株式会社日本カストディ銀行

所在地 東京都中央区晴海一丁目8番12号

② 資産管理機関が行う業務

イ 掛金の受入れ

ロ 加入者等が行った運用の指図に基づく運用の方法に係る契約の締結及び解除

ハ 年金資産に係る有価物等の管理

ニ 紙付金の送金
ホ 紙付に係る納税事務

2 原信託受託者は再信託受託者に、再信託契約に基づき、前項第2号イからハまでに掲げる業務を再委託する。

(運用の指図に関する教育)

第6条 本規約において、法第22条に定める事業主が加入者等に対して行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（以下「運用の指図に関する教育」という。）は、加入者等がその資格を取得した時に、次の各号に掲げるものに関する研修会の開催若しくは資料の提供（「加入時教育」）を行うこととし、その後少なくとも1年に1回以上の研修会の開催若しくは資料の提供（「継続教育」）を行う等必要に応じた措置を講ずるよう努めなければならない。

① 確定拠出年金制度等の具体的な内容

- イ わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ
- ロ 確定拠出年金制度の概要（次のaからhまでに掲げる事項）
 - a 制度に加入できる者とその拠出限度額（企業型年金加入者掛金（以下「加入者掛金」という。）を導入している実施事業所には、加入者掛金の拠出限度額とその効果を含む。）
 - b 運用の方法の範囲、加入者等への運用の方法の提示の方法及び運用の方法の預け替え機会の内容
 - c 運用の指図は加入者自身が自己の責任において行うこと
 - d 紙付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金の別）の受取方法
 - e 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
 - f 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
 - g 事業主、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）、存続連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第13号に規定する存続連合会又は確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の役割
 - h 事業主、連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容

② 金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品についての次の事項

- イ その性格又は特徴
- ロ その種類
- ハ 期待できるリターン
- ニ 考えられるリスク
- ホ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響を与える要因等

③ 資産の運用の基礎知識

- イ 資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること）
 - ロ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リスク、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）等）
 - ハ リスクとリターンの関係
 - ニ 長期運用の考え方とその効果
 - ホ 分散投資の考え方とその効果
 - ヘ 年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと
- ④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計
- イ 老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性
 - ロ 平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること
 - ハ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、自身が望む老後の生活水準に照らし、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用（自分が確保しなければならない費用）の考え方
 - ニ 現役時代の生活設計を勘案しつつ、老後の資産形成の計画や運用目標の考え方（リタイヤ期前後であれば、自身の就労状況の見込み、保有している金融商品、公的年金、退職金等を踏まえた資産形成の計画や運用目標の考え方）
 - ホ 加入者等が運用の方法を容易に選択できるよう、運用リスクの度合いに応じた資産配分例の提示
 - ヘ 離転職の際には、法第83条の規定による個人別管理資産の連合会への移換によることなく、法第80条及び法第82条の規定により個人別管理資産を移換し、運用を継続していくことが重要であること

- 2 事業主は、前項に規定する運用の指図に関する教育及び前項に規定する教育の一部を委託先運営管理機関に委託するものとする。
- 3 加入者等は、資産の運用に関する情報を、共同受託運営管理機関からコンピュータシステムのデータ通信及びコールセンターにより隨時提供を受けることができる。

第3章 加入者及び運用指図者

(加入者)

- 第7条 本規約の加入者は、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の5第1項に規定する第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）のうち、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除いた者であって、実施事業所に係る別紙の別表（以下「別表」という。）第1ア欄に掲げる加入対象者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- ① 法第13条の規定により、本規約の加入者となれない者
- ② 同表イ欄に掲げる者
- ③ 同表ウ欄に掲げる試用期間を経過していない者
- ④ 60歳以上で、資格喪失年齢が定められている職種に、当該資格喪失年齢を超えて変更となつたため運用指図者となった者
- ⑤ 同表オ欄に定める60歳以上の一定の年齢に達している者（同欄に資格喪失日を定める場合にあっては、当該日を迎えている者）

- 2 本規約の加入者となった者は、当該加入者の任意により脱退することはできないものとする。
- 3 60歳以上で本規約の加入者となる者に関して、再委託先記録関連運営管理機関は、同機関以外の企業型記録関連運営管理機関に対し、本規約の加入者となる者に係る老齢給付金の裁定に関する情報の提供を求めるものとする。また、企業型記録関連運営管理機関より当該情報の提供を受けた再委託先記録関連運営管理機関は、当該情報を事業主に通知するものとする。

(加入者の資格取得の時期)

- 第8条 前条第1項に該当する者の加入者資格取得日は、別表第1のエ欄に掲げる日とする。
- 2 使用される者の事業所が本規約の実施事業所となつたときは、当該実施事業所に使用される前条第1項に該当する者であつて、実施事業所となつた日において加入者の資格を有していた者は、前項の規定にかかわらず、実施事業所となつた日に加入者の資格を取得する。
 - 3 本規約の加入者が実施事業所一覧表に掲げる実施事業所から同表に掲げる同一の事業所グループの他の実施事業所に使用されることとなつたときは、次条の規定にかかわらず、引き続き、加入者の資格を有するものとする。

(加入者の資格喪失の時期)

- 第9条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があった日にさらに本規約以外の企業型年金の加入者となるに至つたとき、又は第6号又は第7号に該当するに至つたときは、当該至つた日）に、本規約の加入者の資格を喪失する。
- ① 死亡したとき。
 - ② その使用される実施事業所に、使用されなくなったとき。
 - ③ その使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき。
 - ④ 第一号等厚生年金被保険者でなくなったとき。
 - ⑤ 第7条第1項各号に掲げる者に該当したとき。
 - ⑥ 別表第1のオ欄に掲げる年齢に達したとき（同欄に定める日を迎えたことにより加入者の資格を喪失する場合を除く）。
 - ⑦ 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき。

(加入者資格の喪失に関する特例)

第10条 加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入者でなかつたものとみなす。

(加入者期間)

第11条 本規約の加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 本規約の加入者の資格を喪失した後、再び本規約の加入者の資格を取得した者については、本規約における前後の加入者期間を合算する。ただし、加入者であった者が法附則第3条の規定に基づく脱退一時金の支給を受けたときは、当該加入者であった期間は、加入者期間に含めないものとする。

(運用指団者)

第12条 本規約の運用指団者は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 60歳以上の加入者であって、法第11条各号（第1号及び第3号を除く。）に該当するに至ったことにより加入者の資格を喪失した者（個人別管理資産（加入者又は加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、積み立てられている資産をいう。以下同じ。）がある者に限る。）
 - ② 加入者であった者であって本規約の年金たる障害給付金の受給権を有する者
- 2 運用指団者は前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に運用指団者の資格を得する。

(運用指団者の資格喪失の時期)

第13条 前条に定める運用指団者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第3号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、運用指団者の資格を喪失する。

- ① 死亡したとき。
- ② 本規約の個人別管理資産がなくなったとき。
- ③ 本規約の加入者となったとき。

(運用指団者資格の喪失に関する特例)

第14条 第10条の規定は、運用指団者の資格について準用する。この場合において、「加入者」とあるのは「運用指団者」と読み替えるものとする。

(運用指団者期間)

第15条 第11条の規定は、運用指団者である期間（以下「運用指団者期間」という。）を計算する場合について準用する。この場合において、「加入者」とあるのは「運用指団者」と、「加入者期間」とあるのは「運用指団者期間」と読み替えるものとする。

第4章 事業主掛金及び加入者掛金

(事業主掛金及び加入者掛金の拠出)

第16条 事業主は、確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号。以下「令」という。）第10条の2に定める企業型掛金拠出単位期間において、令第11条第1項に規定する企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月を拠出区分期間として、事業主掛金を拠出する。なお、事業主掛金の拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができる。

- 2 加入者掛金の拠出について別表第4に定めがある実施事業所の企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月を拠出区分期間として、事業主に申し出ることによって、同表イ欄に掲げる時期から加入者掛金を自ら拠出することができる。ただし、事業主が給与から加入者掛金を控除できない期間については、加入者掛金の拠出は行わないものとする。また、加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は個人型年金に加入することができない。
- 3 企業型年金加入者は、自らの意思により連合会に申し出て、個人型年金に加入し、個人型年金加入者掛金を拠出することを選択できる。ただし、前項に定める加入者掛金を拠出する企業型年金加入者を除く。
- 4 前項の規定に問わらず、事業主掛金を以下のいずれかにより拠出する場合、企業型年金加入者は個人型年金に加入することができない。
 - ① 事業主掛金を企業型掛金拠出単位期間を1月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出する場合
 - ② 各拠出区分期間に拠出する事業主掛金の額を令第11条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出する場合

(事業主掛金額及び加入者掛金額の算定方法)

第17条 各加入者に係る企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月の事業主掛金の額は、当該加入者の別表第2のア欄に掲げる基準給与に100分の100を乗じた額とする。ただし、別表第3のア欄に掲げる休職又は休業等（ただし、会社都合を除く。以下「休職等」という。）に該当し給与が支給されない期間において、休職等を開始した日の属する月の翌月（休職等を開始した日が1日の場合は当月）から休職等を終了して復職した日の属する月の前月までの事業主掛金の拠出を中断する。

- 2 加入者掛金の拠出を希望する者（以下「加入者掛金希望者」という。）の加入者掛金の額は、別表第4のア欄に掲げる範囲で、加入者掛金希望者の申し出た金額とする。
- 3 前2項の計算において、別表第3のイ欄に掲げる金額未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

- 4 拠出単位期間（本規約の加入者の資格を喪失した後、再び本規約の加入者の資格を取得した場合は資格喪失前の期間を含む。）において既に拠出した当該加入者に係る事業主掛金の合計額（以下「事業主掛金累計額」という。）及び加入者掛金の合計額（以下「加入者掛金累計額」という。）の合計額（以下「掛け金累計額」という。）に当月の事業主掛金及び加入者掛け金を加えた額が、当該期間において加入者期間の計算の基礎となる各月の加入者の区分に応じて次の各号に掲げる額を合計した額（以下「拠出限度額」という。）を超えるときは、超過した金額を加入者掛け金の額、事業主掛け金の額の順に減じ、拠出限度額を超えないものとする。
- ① 存続厚生年金基金（平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の加入員 令第11条第2号に定める金額
 - ② 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成13年政令424号）第54条の5第1項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。） 令第11条第2号に定める金額
 - ③ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 令第11条第2号に定める金額
 - ④ 石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）第16条第1項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法18条第1項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。） 令第11条第2号に定める金額
 - ⑤ 第1号から第4号まで（以下、これらを総称して「他制度加入者」という。）以外の者 令第11条第1号に定める金額
- 5 事業主は、前項に定める金額を、加入者等に対して周知するよう努めるものとする。
- 6 第4項に定める加入者掛け金累計額に当月の加入者掛け金を加えた額が同項に定める事業主掛け金累計額に当月の事業主掛け金を加えた額を超える場合は、超過した額を同月の加入者掛け金から減じるものとする。
- 7 第2項に定める加入者掛け金の額は、加入者掛け金希望者の申し出により、以下の場合を除き、毎年（12月1日から翌年11月30日まで）別表第4のウ欄に掲げる時期に年に1回限り変更することができる。
- ① 加入者に係る事業主掛け金の額が引き上げられること又は令第11条第2号に定める他制度掛け金相当額（以下「他制度掛け金相当額」という。）が引き上がることにより、事業主掛け金と加入者掛け金の合計額が法第20条に定める拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように加入者掛け金額を引き下げる場合
 - ② 加入者に係る事業主掛け金の額が引き下げられることに伴い、前項に基づき、加入者掛け金額が事業主掛け金額を超えないように変更する場合
 - ③ 加入者に係る事業主掛け金の額が引き下げられる場合又は他制度掛け金相当額が引き下がる場合において、加入者掛け金の額を引き上げる場合
 - ④ 加入者掛け金の拠出を中断する場合（加入者掛け金の金額を0に変更する場合）

- ⑤ 加入者掛金の拠出を再開する場合（加入者掛金の金額を0から変更する場合）
 - ⑥ 本規約で定めた加入者掛金の額の算定方法が変更されることにより、加入者が拠出していった加入者掛金の額を拠出できなくなる場合において、当該額を当該変更後の算定方法に変更する場合
 - ⑦ 加入者がその資格を喪失する場合において、加入者掛金の額をその資格を喪失することとなる期間の月数に応じて変更する場合
- 8 加入者掛金希望者が、加入者掛金の拠出の中止、再開若しくは金額変更を希望する場合は、事業主に申し出るものとする。
- 9 第7項第1号、第2号、第4号（加入者掛金を給与から控除できる場合を除く。）又は第6号に基づき加入者掛金の金額を変更する場合は、加入者からの変更の指図は不要とし、事業主は当該加入者に変更した旨伝えることとする。

（事業主掛金額及び加入者掛金額の納付）

- 第18条 事業主は、拠出区分期間ごとの事業主掛金及び加入者掛金の合計額を一括で拠出区分期間の最後の月の翌月末日（当該日が金融機関の休業日にあたるときはその直前の営業日）までに資産管理機関に納付するものとする。
- 2 事業主は、加入者掛金について、前項に掲げる納付期限日の属する月（当該加入者がその実施事業所に使用されなくなったときの加入者掛金については、その使用されなくなった月又は翌月）の加入者の給与から控除することができる。
 - 3 事業主掛金及び加入者掛金は、前納又は追納することができない。
 - 4 加入者掛金の返戻が発生した場合には、事業主を通じて行う。

第5章 運用の方法の提示及び運用の指図

（運用の方法の選定及び提示）

- 第19条 委託先運営管理機関は次の各号に掲げるものの中から運用の方法を選定する。
- ① 令第15条第1項の表の1に掲げる預金又は貯金の預入
 - ② 令第15条第1項の表の3の項又に掲げる投資信託の受益証券の売買
- 2 委託先運営管理機関は、前項第2号に掲げるものの中から運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似したものとならない運用の方法を2以上、合計3以上35以下の運用の方法を選定し、加入者等に提示するものとする。

(運用の方法の追加及び除外)

第20条 前条の運用の方法については、追加又は除外することがある。

- 2 委託先運営管理機関は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等（以下「除外運用方法指図者」という。）（所在が明らかでない者を除く。）の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）第20条の2に掲げる事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。
- 3 前項の運用の方法の除外にあたっては、次の手続をとることとする。
 - ① 委託先運営管理機関は、労使で十分に議論・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするか、既に保有している運用の方法について、売却を伴う除外とするか又は売却を伴わない除外とするか（以下「除外の方法」という。）を決定する。
 - ② 委託先運営管理機関は、除外運用方法指図者に当該運用の方法を除外する旨及び除外の方法を通知した上で、法第26条第1項の運用の方法の除外に係る同意を得る（通知を行った日から30日以内に書面による回答が無い場合には、その旨を通知に明記した上で、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなす。）。
 - ③ 除外運用方法指図者（所在が明らかでない者を除く。）の3分の2以上の同意が得られた場合、除外することが決定したことを加入者等に周知した上で、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう、除外運用方法指図者に促す。
 - ④ 委託先運営管理機関は運用の方法を除外した旨、除外運用方法指図者に通知する。ただし、除外する運用方法について売却を伴わない除外とする場合、当該通知は、前号の周知にあわせて当該運用の方法を除外する日を通知することをもって代えることができる。
 - ⑤ 委託先運営管理機関は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前号の通知をすることができないときは、同号の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨をインターネットの利用により公告しなければならない。

(運用の方法に係る情報の提供)

第21条 加入者等は、委託先運営管理機関から第19条の規定により選定し、提示した運用の方法について、それぞれを選定した理由の提供を受けるほか、委託先運営管理機関及び共同受託運営管理機関から、次の各号に定める事項に関する情報の提供を受ける。

- ① 運用の方法の内容（次のイからハまでの事項を含む。）
 - イ 利益の見込み（利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨）及び損失の可能性に関する事項
 - ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
 - ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
- ② 運用の方法に係る過去10年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が10年間に満たない場合にあっては、当該期間）の利益又は損失の実績

- ③ 加入者等個々の持分の計算方法
- ④ 運用の方法を選択又は変更した場合に必要となる手数料その他の費用及びその負担の方法
- ⑤ 預金保険制度、農水産業協同組合貯金保険制度及び保険契約者保護機構による保護の適用の有無
- ⑥ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号)第4条第1項各号に規定する重要事項
- ⑦ その他加入者等が運用の指図を行うために必要な情報

2 加入者等は前項に定める事項に関する情報を、書類の交付又はコンピュータシステムのデータ通信若しくはコールセンターにより随時提供を受けることができる。

(運用の指図)

第22条 加入者等は、個人別管理資産について、次の各号の規定に基づき、再委託先記録関連運営管理機関の定める方法により運用の指図を行う。

- ① 事業主掛金、加入者掛金、本規約以外の企業型年金又は個人型年金から移換された資産、存続厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)の規定による退職金共済(以下「退職金共済」という。)又は退職手当制度から移換された資産及び存続厚生年金基金又は確定給付企業年金の脱退一時金相当額又は存続連合会の規約で定める年金給付等積立金若しくは積立金(以下「脱退一時金相当額等」という。)から移換された資産は、加入者等が運用の方法を選択し、当該運用の方法による運用の割合を指図することにより行う。

- ② 現に運用の指図を行っている個人別管理資産について、他の運用の方法により運用を行うときは、当該他の運用の方法へ変更する持分又は持分の割合を指図することにより行う。当該運用の方法の変更は、原則として、加入者となった日以降随時、コールセンターへの通知又はコンピュータシステムのデータ通信により行うことができる。

2 加入者等から運用の指図が行われないときは、加入者等から運用の指図が行われるまでの間、前項の規定にかかわらず、運用の指図が行われていない個人別管理資産として取扱う。

(運用の指図の特例)

第23条 次の各号に掲げる事由により加入者等の個人別管理資産から当該各号に掲げる額を充当するときは、事業主があらかじめ加入者等に示した運用の方法の順に当該運用の方法に係る資産から充当するものとする。

- ① 第16条に掲げる事業主掛金及び加入者掛金の返戻が生じたとき
- ② 第27条に掲げる国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえられた額
- ③ 第66条に掲げる運営管理業務に係る事務費
- ④ 第67条に掲げる資産管理契約に係る事務費
- ⑤ 第70条に掲げる消費税、特別法人税等

- 2 前項において、運用の方法に係る資産の売却の結果、同項各号に掲げる額を超える額があったときは、前条第1号の規定に基づき加入者等が事業主掛金の運用の指図を行っている場合は、事業主掛金の運用の指図に従って運用を行い、加入者等が事業主掛金の運用の指図を行っていない場合は、運用の指図が行われていない個人別管理資産として取り扱う。
- 3 第56条第1項の規定により移換される場合、又は同条第2項の規定により移換される場合で加入者等から当該移換金の運用の指図が行われないときは、事業主掛金の運用の指図に従って運用を行い、加入者等が事業主掛金の運用の指図を行っていない場合は、運用の指図が行われていない個人別管理資産として取扱う。
- 4 第20条により運用の方法を除外した場合は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行日（平成30年5月1日。以下「第4号施行日」という。）以降、当該除外した運用の方法に係る掛金（移換金、制度移換金を含む。）の運用割合及び個人別管理資産について、運用の指図が行われていない個人別管理資産に振り替えるものとする。なお、除外運用方法指図者全員の同意若しくは当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他施行規則第20条の2で定める事項により当該運用の方法を除外した場合は、第4号施行日前に納付された掛け金分も含め、当該運用の方法に係る個人別管理資産すべてを運用の指図が行われていない個人別管理資産に振り替えるものとする。

（個人別管理資産の額の通知等）

第24条 共同受託運営管理機関は、法第27条第1項の規定に基づき、毎年2回、3月末日及び9月末日を基準日として原則各々その翌月に、加入者等に係る次の各号に定める事項を当該加入者等に通知する。

- ① 直前の基準日（以下「今期日」という。）における個人別管理資産の額
- ② 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
- ③ 前回の通知において第1号の規定により今期日とされた日（以下「前期日」という。）における個人別管理資産の額
- ④ 前期日における運用の指図に係る運用の方法契約ごとの持分に相当する額
- ⑤ 前期日から今期日までに拠出された拠出区分期間ごとの事業主掛金及び加入者掛け金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
- ⑥ 過去に拠出された事業主掛け金及び加入者掛け金の額並びにこれらの総額
- ⑦ 前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
- ⑧ 前期日から今期日までの間に加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
- ⑨ 前期日から今期日までの間に存続厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行

われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

- ⑩ 企業型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は企業型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日及び法第4章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項（他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）並びに今期日における法第33条第1項の通算加入者等期間（再委託先記録関連運営管理機関が行う記録関連業務に係る部分に限る。）
 - ⑪ 法第25条第1項の規定による運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに同項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨
- 2 共同受託運営管理機関は、加入者等に対し、法第27条第2項に基づき、当該加入者等に係る次の各号に定める事項を電子的手段にて閲覧できる状態に置くこととする。ただし、運用指図者においては第5号に掲げる事項に限る。
- ① 事業主掛金及び加入者掛金の拠出の状況
 - ② 他制度加入者に該当する場合には、当該他制度加入者に係る他制度掛金相当額
 - ③ 令第34条の2に規定する企業型年金加入者に該当する場合には、その旨
 - ④ 前3号に掲げる事項を考慮して算定した企業型年金加入者が拠出することができる見込まれる個人型年金加入者掛金の額
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、個人型年金加入者掛金の拠出に資する情報

第6章 給付の額及びその支給の方法

第1節 通則

（給付の種類）

第25条 本規約の給付は、次のとおりとする。

- ① 老齢給付金
- ② 障害給付金
- ③ 死亡一時金
- ④ 脱退一時金

（裁定）

第26条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、再委託先記録関連運営管理機関が裁定する。

- 2 資産管理機関は、前項の再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、本規約の給付金を支給する。

- 3 資産管理機関が、受給権者に給付金を支給するときは、当該受給権者が指定した金融機関の預貯金口座に振り込む方法による。

(受給権の保護)

第27条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りではない。

(年金給付の支給開始月)

第28条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の支給は、受給権者がこれを請求した日の属する月の翌月（以下「年金支給開始月」という。）から開始する。

(年金給付の支給期月)

第29条 年金給付は、受給権者が選択した年間支給回数に応じて、次の各号に掲げる月の15日（15日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日）に、それぞれその前月分までを支給する。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 年間支給回数を1回として選択したとき | 12月 |
| ② 年間支給回数を2回として選択したとき | 6月及び12月 |
| ③ 年間支給回数を3回として選択したとき | 4月、8月及び12月 |
| ④ 年間支給回数を4回として選択したとき | 3月、6月、9月及び12月 |

- 2 前項の年間支給回数は、年金支給開始月又はその毎年の応答月から起算して1年間（以下「年金給付年度」という。）に年金を支給する回数をいう。

(年金計画)

第30条 受給権者は、年金給付の裁定を請求するときに、年金給付の支給期間及び各年金給付年度における個人別管理資産を取崩す任意の割合（以下「取崩割合」という。）を申出る（以下この申出を「年金計画」という。）ものとし、当該申出及び裁定請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額（年金の一部を一時金として支給するときは、当該一時金に充てられたものを除く。）に基づいて各年金給付年度の年金額を算定するものとする。

- 2 前項の各年金給付年度の年金額は、第6項及び第33条第4項並びに第39条第4項に掲げる額を除き、裁定を請求した日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額（年金の一部を一時金として支給するときは、当該一時金に充てられたものを除く。）の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。
- 3 第1項の各年金給付年度の年金額は、前項に定める金額の範囲内で、裁定請求をした日の属

する月の前月の末日以後の個人別管理資産の額に受給権者が選択した取崩割合（支給期間全期間均等割合又は年金給付年度毎の割合指定のいずれかとする。）を乗じて得た金額とする。

- 4 各支給期月に支給する年金給付の額は、前項で計算された金額に $1/12$ を乗じた額に裁定の請求をした時に受給権者が申し出た年金給付の年間支給回数に応じた支給月数を乗じて得た額とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、実際の年金給付の額は、各運用商品からの取崩額の合計額とし、第3項で算出された年金額の近似値であるものとする。また、各運用商品からの取崩数量は、そのときの各運用商品の時価評価額に比例したもので決定するものとし、取崩から実際の年金支給日までの間は資産管理機関の銀行勘定で保持するものとする。
- 6 裁定請求時に選択した年金支給期間の最後の月の末日において個人別管理資産の額がある場合にあっては、第1項、第4項及び前項並びに前条の規定にかかわらず、当該最後の月の翌月に、当該最後の月の末日における個人別管理資産の額を支給する。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第31条 加入者であった者（本規約に個人別管理資産がある者に限り、本規約の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。以下この項において同じ。）であって、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、再委託先記録関連運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。ただし、加入者であった者であって、60歳以上75歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、加入者となった日（2年以上あるときは当該日のうち、最も早い日（企業型年金の個人別管理資産に係る脱退一時金の支給を受けたとき、当該資産を移換したとき、その他の当該日を適当でないと厚生労働大臣が認める場合にあっては、当該場合に係る日を除く）。ただし、加入者となった日が60歳に到達した日前である場合にあっては、当該者が60歳に到達した日）から起算して5年を経過した日から再委託先記録関連運営管理機関に老齢給付金の支給を請求することができる。

- | | |
|------------------|-----|
| ① 年齢60歳以上61歳未満の者 | 10年 |
| ② 年齢61歳以上62歳未満の者 | 8年 |
| ③ 年齢62歳以上63歳未満の者 | 6年 |
| ④ 年齢63歳以上64歳未満の者 | 4年 |
| ⑤ 年齢64歳以上65歳未満の者 | 2年 |
| ⑥ 年齢65歳以上の者 | 1月 |

- 2 前項の通算加入者等期間は、法第33条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる期間（その者が60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を合算した期間をいう。

- ① 企業型年金加入者期間（本規約以外の企業型年金の加入者期間を含む。）
 - ② 企業型年金運用指図者期間（本規約以外の企業型年金の運用指図者期間を含む。）
 - ③ 個人型年金加入者期間
 - ④ 個人型年金運用指図者期間
- 3 前項の通算加入者等期間を算定する場合において、同一の月が同時に2以上の前項各号の期間の算定の基礎となるときは、前項各号に掲げる期間のうち1の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。
- 4 第1項にかかわらず、別表第1のオ欄に掲げる時期を迎えた者の資格を喪失したとき又は退職時まで、老齢給付金の支給を請求することができない。
- 5 老齢給付金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を再委託先記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。
- ① 氏名、性別、生年月日及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）
 - ② 老齢給付金の払渡しを希望する支払機関に関する事項（金融機関名、本店・支店名、預貯金種目及び口座番号）、支給方法及び支給期間
- 6 前項の請求書には、戸籍謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市区町村長の証明書その他生年月日を証する書類を添付しなければならない。
- 7 老齢給付金の支給の請求（第1項に掲げる者のうち、当該請求を受けた再委託先記録関連運営管理機関が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満である者からの請求に限る。）を受けた再委託先記録関連運営管理機関は、次の各号に掲げる当該再委託先記録関連運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、次の各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。
- ① 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等
施行規則第22条の2第5項第1号に掲げる事項
 - ② 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会
施行規則第22条の2第5項第2号に掲げる事項
- 8 老齢給付金の支給の請求を受けた再委託先記録関連運営管理機関は、同機関以外の企業型記録関連運営管理機関に対し、当該請求を行った者に係る企業型年金加入者の資格の有無に関する情報の提供を求めることができる。情報の提供を求められた企業型記録関連運営管理機関は情報の提供を求めた企業型記録関連運営管理機関に対し、情報の提供を行うものとする。

(75歳到達時の支給)

第32条 加入者又は加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。）が老齢給付金を請求するこ
となく75歳に達したときは、再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づいてその者に老
齢給付金を支給する。

(支給の方法)

第33条 老齢給付金は、年金として支給する。

- 2 老齢給付金は、前項の規定にかかわらず、受給権者が給付の裁定請求と同時に個人別管理資産の額の全部又は一部を一時金として支給することを再委託先記録関連運営管理機関に請求したときは、一時金として支給する。
- 3 前項の個人別管理資産の額の一部の一時金支給は、1回に限り請求することができるものとする。
- 4 年金支給開始月から起算して5年を経過した日以後の日に、受給権者が年金給付の支給を一時に受けることを申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産の額を支給する。
- 5 前条の規定に基づく老齢給付金は、第1項の規定にかかわらず、個人別管理資産の額の全部を一時金として支給する。

(年金給付の支給期間)

第34条 年金給付の支給期間は、年金給付の請求時に受給権者が選択した次の各号のいずれかの期間
とする。

- ① 5年
- ② 10年
- ③ 15年
- ④ 20年

- 2 年金給付の支給は、前項の規定にかかわらず、受給権者の権利が消滅したときに、当該権利が
消滅した月で終わるものとする。

(個人別管理資産の額が過少となったことに伴う年金計画の変更)

第35条 年金支給開始月以後、個人別管理資産の額が過少（支給を請求したときにあらかじめ想定し
ていたその年における個人別管理資産の予想額と実際のその年における個人別管理資産の額
を比べて、当該予想額の半分以下となった場合。以下同じ。）となったことにより、裁定請求

時に申し出た年金支給期間における年金のすべての支給を受けることが困難となった場合において、受給権者が年金支給期間の全期間にわたって年金が支給されることを申し出たときは、第30条の規定にかかわらず、年金支給期間の全期間にわたって年金が支給されるために必要な額に変更するものとする。

- 2 前項の変更は、年金の支給期間中、1回に限り行うことができるものとする。
- 3 第1項の申出をした場合にあっては、申出をした日の属する月の翌月以後の各支給期月に支給する年金給付の額は、申出日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産の額及び受給権者が当初裁定時に申し出た年金支給期間に基づき算定した各年金給付年度の年金額とする。
- 4 前項の各年金給付年度の年金額は、第1項の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産の額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。

(一時金給付の額)

第36条 一時金給付の額は、第33条第2項の規定に応じて、次の各号のいずれかの額とする。

- ① 受給権者が個人別管理資産の全部を一時金として支給することを請求したときは、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。）における個人別管理資産の額とする。
- ② 受給権者が個人別管理資産の一部を一時金として支給することを請求したときは、個人別管理資産の額に係る運用の方法ごとに、受給権者の選択に応じて次のイからニまでに掲げるいずれかの割合を乗じた部分に係るすべての資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。）における持分の額の合計額とする。

イ	100分の100
ロ	100分の75
ハ	100分の50
ニ	100分の25

- 2 受給権者が、第33条第4項の規定により一時に全額をまとめて受けたとき及び前項第1号の規定により一時金として支給を受けたときは、以後、年金として給付を受けることができない。また、前項第2号の規定による一時金を受けた場合の年金の額は、当該個人別管理資産の額から当該一時金の額を控除した額を基準に、第30条に定めるところにより年金の額を算定する。

(失権)

第37条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- ① 受給権者が死亡したとき。
- ② 障害給付金の受給権者となったとき。
- ③ 個人別管理資産がなくなったとき。

第3節 障害給付金

(支給要件)

第38条 加入者又は加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。）が次の各号のいずれかに該当したときは、その者は、75歳に達する日の前日までに再委託先記録関連運営管理機関に障害給付金の支給を請求することができる。

- ① 加入者又は加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から75歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国民年金法第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき。
- ② 加入者又は加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり又は負傷し、かつ、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であって、基準傷病に係る障害認定日から75歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して国民年金法第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が2以上ある場合は、基準傷病以外の全ての傷病）の初診日以降であるときに限る。）。

(支給の方法)

第39条 障害給付金は、年金として支給する。

- 2 障害給付金は、前項の規定にかかわらず、受給権者が給付の裁定請求と同時に個人別管理資産の額の全部又は一部を一時金として支給することを再委託先記録関連運営管理機関に請求したときは、一時金として支給する。
- 3 前項の個人別管理資産の額の一部の一時金支給は、1回に限り請求することができるものとする。
- 4 年金支給開始月から起算して5年を経過した日以後の日に、受給権者が年金給付の支給を一時に受けることを申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産の額を支給する。

(年金給付の支給期間)

第40条 年金給付の支給期間は、年金給付の請求時又は第41条第1項に規定する申出時に受給権者が選択した次の各号のいずれかの期間とする。ただし、年金支給開始月が60歳未満のときは、次の各号に定める期間に年金支給開始月から60歳に達する月までの期間を加えた期間とする。

- ① 5年
- ② 10年
- ③ 15年
- ④ 20年

2 年金給付の支給は、前項の規定にかかわらず、受給権者の権利が消滅した月で終わるものとする。

(一定期間ごとの年金計画の変更)

第41条 受給権者は、年金支給開始月から起算して5年を経過するごとに、年金給付の支給期間及び年金額の変更を申し出ることができるものとする。ただし、60歳に達した日の属する月以後に変更を行うときは、60歳に達した日の属する月から選択した年金給付の支給期間の最後の月までの期間が20年以下となる期間を選択しなければならない。

- 2 前項の申出をした場合にあっては、申出をした日の属する月の翌月以後の各支給期月に支給する年金給付の額は、受給権者が申し出た年金給付の支給期間及び各年金給付年度における取崩割合に基づき、申出日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額により算定した各年金給付年度の年金額とする。
- 3 前項の各年金給付年度の年金額は、第1項の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産の額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。

(個人別管理資産の額が過少となったことに伴う年金計画の変更)

第42条 年金支給開始月以後、個人別管理資産の額が過少となったことにより、裁定請求時に申し出た年金支給期間の全期間にわたって年金の支給を受けることが困難となった場合において、受給権者が年金支給期間の全期間にわたって年金が支給されることを申し出たときは、前条の規定にかかわらず、年金支給期間の全期間にわたって年金が支給されるために必要な額に変更するものとする。

- 2 前項の申出をした場合にあっては、申出をした日の属する月の翌月以後の各支給期月に支給する年金給付の額は、申出日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産の額及び受給権

者が当初裁定時に申し出た年金支給期間に基づき算定した各年金給付年度の年金額とする。

- 3 前項の各年金給付年度の年金額は、第1項の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産の額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものでなければならない。

(一時金給付の額)

第43条 一時金給付の額は、第39条第2項の規定に応じて、次の各号のいずれかの額とする。

- ① 受給権者が個人別管理資産の全部を一時金として支給することを請求したときは、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産の額とする。
- ② 受給権者が個人別管理資産の一部を一時金として支給することを請求したときは、個人別管理資産の額に係る運用の方法ごとに、受給権者の選択に応じて次のイからニに掲げるいずれかの割合を乗じた部分に係るすべての資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して3月を経過する日までの間に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。）における持分の額の合計額とする。
- イ 100分の100
ロ 100分の75
ハ 100分の50
ニ 100分の25

- 2 受給権者が、第39条第4項の規定により一時に全額をまとめて受けたとき及び前項第1号の規定により一時金として支給を受けたときは、以後、年金として給付を受けることができない。また、前項第2号の規定により一時金を受けた場合の年金の額は、当該個人別管理資産の額から当該一時金の額を控除した額を基準に、第30条に定めるところにより年金の額を算定する。

(失権)

第44条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- ① 受給権者が死亡したとき。
② 個人別管理資産がなくなったとき。

第4節 死亡一時金

(支給要件)

第45条 死亡一時金は、加入者又は加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。）が死亡したときに、その遺族に支給する。

(一時金の額)

第46条 死亡一時金の額は、すべての運用の方法に係る資産の現金化が完了した日（裁定請求日から起算して3月を経過した日までの間に限る。ただし、3月を経過する日までに現金化が完了しないときは、3月を経過した日とする。）における個人別管理資産の額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第47条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、その死亡する前に、配偶者（届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を共同受託運営管理機関に対して書面により表示したときは、その表示したところによるものとする。

- ① 配偶者
 - ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - ③ 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって第2号に該当しない者
- 2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにはあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡一時金はその人数によって等分して支給する。
- 4 死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
- 5 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産の額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。
- 6 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後5年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

(欠格)

第48条 故意の犯罪行為により加入者又は加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわ

らず、死亡一時金を受けることができない。加入者又は加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第49条 脱退一時金は、加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。第50条及び第53条において同じ。）が第1号から第3号までのいずれにも該当するとき又は第1号、第3号並びに第4号のいずれにも該当するときに、再委託先記録関連運営管理機関の裁定に基づいて支給する。

- ① 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- ② 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハまでに掲げる額を合算した額からニ及びホに掲げる額を控除して得た額が15,000円以下であること。
 - イ 脱退一時金の支給を請求した日（以下この条において単に「請求日」という。）が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額
 - ロ 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主及び加入者が拠出することとなっていた事業主掛金及び加入者掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額
 - ハ 存続厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度の資産又は脱退一時金相当額等が移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
- ニ 第54条の規定に基づき事業主に返還されることとなる額
- ホ 法第54条の4第2項若しくは法第54条の5第2項又は中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の3第1項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額
- ③ 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。
- ④ 次のいずれにも該当すること。
 - イ 60歳未満であること。
 - ロ 法第62条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
 - ハ 国民年金法附則第5条第1項第3号に掲げる者に該当しないこと。
- ニ 障害給付金の受給権者でないこと。
- ホ その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、法第74条の2第2項の規定により算入された法第73

条の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。) を合算した期間をいう。) が1月以上5年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として以下のiからvまでに掲げる額を合算した額からiv及びvに掲げる額を合算した額を控除した額が25万円以下であること

- i 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額
- ii 加入者の資格を喪失した日までに事業主及び加入者が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額
- iii 確定給付企業年金、存続厚生年金基金、退職金共済若しくは退職手当制度の資産又は脱退一時金相当額等、移換されることとなっていた資産又は法第74条の2第1項の規定に基づき連合会に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額
- iv 第54条の規定に基づき事業主に返還されることとなる額
- v 法第54条の4第2項、法第54条の5第2項若しくは法第74条の4第2項又は中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第31条の3第1項の規定により移換することとなっていた個人別管理資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換するものの額

(一時金の請求手続)

第50条 前条の脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を再委託先記録関連運営管理機関に提出することによって行うものとする。

- ① 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号
 - ② 脱退一時金の払渡しを希望する支払機関に関する事項(金融機関名、本店・支店名、預貯金種目及び口座番号)
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ① 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類
 - ② 前条第2号に該当しない加入者であった者が脱退一時金の請求を行う場合にあっては、前条第4号のロ及びハのいずれにも該当することを証する書類
- 3 脱退一時金の支給の請求を受けた再委託先運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該再委託先運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。
- ① 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等
施行規則第69条の2第3項第1号に掲げる事項
 - ② 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会
施行規則第69条の2第3項第2号に掲げる事項

(一時金の額)

第51条 脱退一時金の額は、その支給を請求した者の個人別管理資産に係るすべての運用の方法に係る資産が現金化された日(その支給を請求した日から起算して3月を経過する日までの間に

限る。) における個人別管理資産額とする。

(一時金の支給を受けたときの通算加入者等期間の計算)

第52条 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指団者期間並びに個人型年金加入者期間（その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指団者期間は、第31条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。

- 2 第49条の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、2以上の個人別管理資産を有する者については、前項の規定による通算加入者等期間に算入しない期間は、当該企業型年金の脱退一時金の支給を受けた前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指団者期間及び個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指団者期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間とする。

(個人別管理資産額の資格喪失後の移換期限)

第53条 企業型年金加入者であった者が第50条の請求をした場合における法第83条第1項第1号の規定の適用については、同号中「6月以内」とあるのは、「6月以内（当該企業型年金加入者であった者が第50条の請求をした日の属する月の初日から第26条の裁定を受けた日の属する月の末日までの期間を除く。）」とする。

第7章 事業主への資産の返還及び移換

(事業主への資産の返還)

第54条 資産管理機関は、別表第5のア欄に定める使用期間を満たすことなく同表イ欄に定める事由により退職し加入者の資格を喪失したとき（加入者が本規約の障害給付金の受給権を有する場合を除く。）は、再委託先記録関連運営管理機関の指示に基づき算定された額（以下「返還資産額」という。）を事業主に返還するものとする。この場合、事業主は返還に係る銀行振込手数料の請求が資産管理機関よりあるときはこれを負担する。

- 2 前項の返還資産額の算定に係る使用期間は、加入者が実施事業所に使用されるに至った日から資格を喪失した日の前日（第9条第2号、第4号又は第5号に該当するに至った日に本規約以外の企業型年金の加入者となるに至ったときは、当該至った日）までの期間とし、1か月未満の端数月が生じたときは、これを1か月に切り上げるものとする。
- 3 実施事業所一覧表に掲げる同一の事業所グループに係る実施事業所間で転籍した者は、前項

に規定する使用期間に転籍前の事業主に使用されていた期間を加算するものとする。

(返還資産額の算定方法)

- 第55条 前条の返還資産額は、次のイ又はロに掲げる額のうちいづれか少ない額に、別表第5のウ欄に定める使用期間別返還割合を乗じて得た額（同表エ欄に掲げる金額未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。
- イ 当該加入者の資産を返還する日における個人別管理資産の額（事業主掛金を原資とする部分（加入者掛金の拠出がある場合においては、事業主掛金及び加入者掛金の資産売却金額から手数料等を控除した金額に、規約の加入者の資格を取得した日以降に納付した事業主掛金総額及び加入者掛金総額の合計額に占める規約の加入者の資格を取得した日以降に納付した事業主掛金総額の割合を乗じた金額。）の額に限り、雇用契約の終了日の翌日が属する月の同月に同一事業所に再雇用（以下「継続再雇用」という。）された者にあっては再雇用後の事業主掛金を原資とする部分（事業主掛金を原資とする部分の額に、再雇用前の事業主掛金累計額及び再雇用後の事業主掛金累計額の合計額に占める再雇用後の事業主掛金累計額の割合を乗じた金額。）の額に限る。）
- ロ 当該加入者の本規約に係る事業主掛金（継続再雇用となった者にあっては、再雇用後の事業主掛金に限る。）の合計額

(本規約の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

- 第56条 本規約の資産管理機関は、次の各号に掲げる者が本規約の加入者となった場合であって、当該加入者が加入していた企業型年金又は個人型年金の当該加入者に係る個人別管理資産の移換を申し出たときは、再委託先記録関連運営管理機関の指示に基づいて、遅滞なく当該各号に定める者から、現金化された個人別管理資産の移換を受けるものとする。
- ① 本規約以外の企業型年金の加入者又は加入者であった者 当該加入者が加入していた企業型年金の資産管理機関
- ② 個人型年金加入者又は個人型年金運用指団者 連合会
- 2 本規約の資産管理機関は、前項第1号に掲げる者（本規約の障害給付金の受給権を有する者を除く。）が本規約の加入者となった場合であって、本規約以外の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過してもなお当該加入者が加入していた企業型年金に個人別管理資産があるときは、再委託先記録関連運営管理機関の指示に基づいて、当該加入者が加入していた企業型年金の資産管理機関から、現金化された個人別管理資産の移換を受けるものとする。
- 3 本規約の資産管理機関は、法第83条第1項の規定によりその個人別管理資産が連合会に移換された者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限り、個人型年金加入者及び個人型年金運用指団者を除く。）が本規約の加入者となったときは、再委託先記録関連運営管理機関の指示に基づいて、連合会から、現金化された個人別管理資産の移換を受けるものとする。

(他の企業型年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換)

第57条 本規約の資産管理機関は、再委託先記録関連運営管理機関の指示に基づいて、次の各号に定める者（個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産を現金化したうえで返還資産額を控除した額を、当該加入者となった企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

- ① 本規約の加入者又は加入者であった者（本規約の障害給付金の受給権を有する者を除く。）が他の企業型年金の加入者となり、当該加入者となった企業型年金の資産管理機関に、本規約の個人別管理資産を移換することを申出たとき
- ② 本規約の加入者又は加入者であった者（本規約の障害給付金の受給権を有する者を除く。）が他の企業型年金の加入者となった場合であって、本規約の加入者の資格を喪失した日の翌月から起算して6月を経過してもなお本規約に個人別管理資産があるとき

(個人型年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換)

第58条 本規約の資産管理機関は、本規約の加入者であった者（本規約に個人別管理資産がある者に限る。）が連合会に対し、本規約の個人別管理資産の移換の申出をした場合であって、当該移換の申出と同時に法第62条第1項の規定による個人型年金加入者となることの申出若しくは法第64条第2項の規定による個人型年金運用指図者となることの申出をしたとき、又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者であるときは、再委託先記録関連運営管理機関の指示に基づいて、個人別管理資産を現金化し、当該現金化された額から返還資産額を控除した額を、連合会に移換するものとする。

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第59条 本規約の資産管理機関は、再委託先記録関連運営管理機関の指示に基づいて、次の各号に掲げる者（本規約に個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産を現金化したうえで返還資産額を控除した額を、連合会に移換するものとする。

- ① 本規約の加入者であった者であって、その個人別管理資産が本規約の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に法第54条の4の規定による確定給付企業年金の資産管理運用機関等への移換、法第54条の5の規定による存続連合会への移換、法第80条の規定による企業型年金の資産管理機関への移換、法第82条の規定による連合会への移換又は中小企業退職金共済法第31条の3の規定による独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換がなされなかった者（本規約の運用指図者及び次号に掲げる者を除く。）
- ② 本規約が終了した日において本規約の加入者等であった者であって、その個人別管理資産が本規約の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に法第54条の4、法第54条の5、法第80条若しくは法第82条又は中小企業退職金共済法第31条の3の規定により移換されなかった者

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第60条 事業主は、本規約の加入者が資格喪失したとき、又は本規約が終了したときは、当該資格喪失

者又は本規約終了日において本規約の加入者等であった者に対して、次の事項等について十分説明するものとする。

- ① 法第80条及び第82条の規定による他の企業型年金若しくは連合会への個人別管理資産の移換、法第54条の4の規定による確定給付企業年金への個人別管理資産の移換又は法第54条の5の規定による存続連合会への個人別管理資産の移換を行う旨の申出は、資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月以内に行うこと。
- ② 前号の申出を行わない場合には、イからハのいずれかの取扱いがされること。
 - イ 法第80条第2項の規定により、当該企業型年金に個人別管理資産があり他の企業型年金の加入者の資格を取得している場合には、新たに資格取得した企業型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
 - ロ 法第83条及び施行規則第65条の規定により、当該企業型年金に個人別管理資産があり個人型年金加入者等の資格を取得している場合には、個人型年金へ個人別管理資産が自動的に移換されることとなること。
 - ハ 法第83条の規定により、個人別管理資産が連合会（特定運営管理機関）に自動的に移換され、連合会移換者である間、運用されることのないまま、管理手数料が引き落とされることとなること。その際、当該期間は通算加入者等期間に算入されないことから、老齢給付金の支給開始可能な時期が遅くなる可能性があること。
- ③ 本規約の加入者の資格を喪失した者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して6月以内であれば法54条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。また、法第83条の規定により、個人別管理資産が国民年金基金連合会（特定運営管理機関）に自動的に移換されている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合には、法第74条の4の規定により確定給付企業年金への個人別管理資産の移換を行うことができること。なお、確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いであり、企業型年金の本人拠出相当額は拠出時に非課税の取扱いであることから、確定給付企業年金へ移換する個人別管理資産に企業型年金の本人拠出相当額を含む場合であっても、確定給付企業年金の本人拠出相当額としての取扱いではなく、給付時に課税されることとなること。
- ④ 法第54条の4又は法第54条の6の規定による企業型年金から確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換を行う場合にあっては、移換先の制度の制度設計上、確定拠出年金に加入していた期間（勤続年数を含む。）が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があること。また、企業型年金の個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に存続厚生年金基金、確定給付企業年金、存続連合会、連合会、退職金共済又は退職手当制度から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型年金及び個人型年金に同時に加入するものであって、企業型年金の個人別管理資産のみ移換する場合には、個人型年金の加入者期間に影響はないこと。

(脱退一時金相当額等の移換の申出手続)

第61条 加入者は、以下の各号に掲げる額を本規約の資産管理機関に移換することを当該各号に掲げる者に対して申し出ることができる。

- ① 存続厚生年金基金の脱退一時金相当額 存続厚生年金基金
 - ② 確定給付企業年金の脱退一時金相当額 確定給付企業年金の実施事業所の事業主又は企業年金基金
 - ③ 存続連合会の規約で定める年金給付等積立金又は積立金 存続連合会
- 2 前項の移換の申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- ① 前項第1号に規定する脱退一時金相当額の移換 申出を行った者が加入していた存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日
 - ② 前項第2号に規定する脱退一時金相当額の移換 申出を行った者が加入していた確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日
 - ③ 前項第3号に規定する年金給付等積立金又は積立金の移換 加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日
- 3 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

(脱退一時金相当額等の移換)

第62条 本規約の資産管理機関は、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

- 2 前項の規定により移換を受けた脱退一時金相当額等は、脱退一時金相当額等の移換を申し出した者の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 第1項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合には、法第54条の2第2項の規定により、令第24条第2項に定める期間を通算加入者等期間に算入するものとする。

(脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務)

第63条 事業主は、本規約の加入者の資格を取得した者が、本規約の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、移換申出期限、通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続、手数料その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明するものとする。

(確定給付企業年金及び存続連合会への資産の移換)

第64条 本規約の資産管理機関は、本規約の加入者であった者（個人別管理資産がある者に限る。）から法第54条の4第1項又は第54条の5第1項の規定に基づき申出があった場合、当該加入者であった者の個人別管理資産を現金化し、当該現金化された額から返還資産額を控除した額を、当該確定給付企業年金又は存続連合会の資産管理運用機関等に移換するものとする。

- 2 前項の規定により個人別管理資産を移換した場合には、次の各号に掲げる期間を通算加入者等期間から控除する。ただし、個人別管理資産の移換日の翌日が属する月の前月までの期間に限る。
- ① 企業型年金の企業型年金加入者期間（企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。）
 - ② 個人型年金の個人型年金加入者期間（個人型年金の個人型年金規約に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）
 - ③ 法第54条第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間
 - ④ 法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間
 - ⑤ 法第74条の2第2項の規定により法第73条において準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間

(確定給付企業年金、存続連合会への移換に関する事項の説明義務)

第65条 事業主は、本規約の加入者が資格喪失したとき、又は本規約が終了したときは、確定給付企業年金若しくは存続連合会に個人別管理資産を移換することができる旨、その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項について、本規約の加入者の資格を喪失した者又は本規約が終了した日において本規約の加入者であった者に説明するものとする。

第8章 事務費等の負担

(運営管理業務に係る事務費)

第66条 本規約の運営管理業務に係る事務費は、次の各号に掲げる額、負担者及び負担方法とする。

- ① 事業所を登録する際の一時費用は別表第6のア欄に掲げる額とし、事業主が全額負担する。
- ② 加入者を登録する際の一時費用は同表イ欄に掲げる額とし、第16条に定める事業主掛金とは別に事業主が全額負担する。
- ③ 事業所に係る各月の事務費（継続費用）は、同表ウ欄に掲げる額とし、事業主が全額負担する。
- ④ 加入者等に係る事務費（継続費用）は次に掲げる額の合計額とする。
 - イ 加入者（ただし、各月末時点で第9条第2号から第5号に該当して加入者の資格を喪失し、当該個人別管理資産が本規約による制度に残っている者を含む。）及び事業主掛金の拠出が中断された加入者に係る各月の事務費は、同表エ欄に掲げる額とし、第16条に定める事業主掛金とは別に事業主が全額負担する。

- ロ 年金支給開始前の運用指図者に係る各月の事務費は、同表オ欄に掲げる額とし、毎年3月末日（以下本条において「充当月」という。）に、充当月の属する年の前年の2月から当年1月に係る事務費を、当該運用指図者の個人別管理資産から充当するものとする。ただし、運用指図者の資格を喪失した場合は前年2月から運用指図者の資格を喪失するまでの期間に係る事務費を当該個人別管理資産（一時金からの充当を含む。）から充当するものとする。
 - ハ 年金支給開始後の運用指図者（以下「年金受給者」という。）に係る各月の事務費は、同表オ欄に掲げる額とし、年金給付の各支給期月において、当該支給期月の直前の支給期月から当該支給期月の前月までの期間に係る事務費を、当該支給期月の年金額から充当するものとし、死亡した年金受給者については当該個人別管理資産（一時金からの充当を含む。）から充当するものとする。
- ⑤ 前2号に掲げる加入者及び加入者等に係る事務費以外の事務費（制度維持固定費関係）は、第16条に定める事業主掛金とは別に事業主が負担する。

（資産管理契約に係る事務費）

第67条 本規約の資産管理契約に係る事務費は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

① 残高比例報酬

信託財産の額（毎年3月及び9月に、計算対応期間（6ヶ月）の各前月末簿価の平均残高）を下表の各級に区分して逐次に各料率を適用して計算した額の合計額。ただし、年換算額で10万円未満の場合は10万円とする。（計算期間が計算対応期間に満たない場合は、月割計算とする。）

資産残高	金額及び料率（年率）
5億円以下の部分	0.090%
5億円超 10億円以下の部分	0.081%
10億円超 20億円以下の部分	0.072%
20億円超 50億円以下の部分	0.063%
50億円超 100億円以下の部分	0.054%
100億円超の部分	0.045%

② 給付回数比例報酬 給付1回当たり400円

- 2 前項第1号に掲げる費用は、第16条に掲げる事業主掛金とは別に事業主が負担する。
- 3 第1項第2号に掲げる費用は受給権者が負担するものとし、給付金の中から充当する。
- 4 信託財産に属する金銭で再委託先運営管理機関からの法第25条第3項に規定する通知のないもの（待機資金）による利息額については、第1項第1号に定める残高比例報酬に充当できるものとする。

(運用の指図に関する教育に係る事務費)

第68条 第6条に定める運用の指図に関する教育に係る事務費は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- ① 研修会開催に伴う講師の報酬実費
- ② 研修会会場の用意に係る実費
- ③ ビデオ等による研修費用に係る実費
- ④ その他、事業主が必要と認めたものに係る実費

2 事業主は第16条に掲げる事業主掛金とは別に、前項に定める額を全額負担する。

(運用商品に係る費用の負担)

第69条 第22条の規定による運用の指図に伴い資産管理機関が行う運用の方法に関する契約の締結、変更又は解除その他の必要な措置に係る事務費等は、当該運用の指図を行った加入者等の個人別管理資産から充当するものとする。

(消費税、特別法人税等)

第70条 前4条に規定する事務費又は費用に係る消費税及び地方消費税は、当該事務費又は費用を負担する者がこれを負担する。

2 第5条に掲げる資産管理契約に課せられる特別法人税等は、個人別管理資産から充当するものとする。

第9章 雜則

(書類の提出義務)

第71条 事業主は、次の各号に掲げる加入者等に関する情報につき、共同受託運営管理機関が指定する書類を、その指定する期日まで（第1号、第2号イからハまで、第3号、第4号、第5号及び第6号については該当するに至った日から5日以内）に提出しなければならない。

- ① 加入者の氏名、性別、住所、生年月日、基礎年金番号、実施事業所に使用された年月日及び本規約の資格を取得した年月日（氏名又は住所の変更を含む。）
- ② 加入者が施行規則第10条第1項第2号に掲げる者（次のイからハまでに掲げる者）又は存続厚生年金基金の加入員に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額（当該事業主に使用される者として令第11条第1号イからハまでに掲げる者に該当する者に係る他制度掛金相当額に限り、変更を含む。）
 - イ 私立学校教職員共済制度の加入者
 - ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員
 - ハ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第2条第4項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。）
- ③ 加入者が前号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったときは、その資格の種別及び資

格を喪失した年月日

- ④ 加入者が資格を喪失したときは、喪失した者の氏名、性別、住所、生年月日及び資格を喪失した年月日（死亡により資格を喪失した場合はその旨）
- ⑤ 加入者が運用指図者となったときは、運用指図者の氏名、性別、住所、生年月日、運用指図者の資格を取得した年月日及び運用指図者となった事由
- ⑥ 事業主は、加入者等（企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）のうち、41歳以上の者に対し退職手当等（所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等をいい、同法第31条において退職手当等とみなす一時金を含む。）の支払が行われたときは、退職手当等の種類、支払を受けた年月日、退職所得控除額（所得税法第30条第3項の退職所得控除額をいう。）、勤続期間（所得税法施行令第69条第1項第1号に規定する勤続期間をいう。）
- ⑦ 令第11条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事項に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、その旨
- ⑧ その他法令で定める事項に係る書類及び委託先運営管理機関若しくは共同受託運営管理機関が指定する書類

2 次の各号に掲げる加入者は、各号に掲げる加入者等に関する情報につき、共同受託運営管理機関が指定する書類を提出しなければならない。

- ① 同時に2以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、施行規則第12条に定める事項
- ② 他の事業主に使用される者として前項第2号イからハまでに掲げる者は、施行規則第12条の2に定める事項
- ③ 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第2条第3項に規定する共済契約者であつて41歳以上の者が同法第9条第1項に規定する共済金又は同法第12条第1項に規定する解約手当金の支給を受けたときは、施行規則第13条に定める事項

3 加入者は、前項の書類及び第22条第1項第1号に係る書面並びに第47条第1項に係る書面、その他法令で定める事項に係る書類及び委託先運営管理機関若しくは共同受託運営管理機関が指定する書類を、事業主及び委託先運営管理機関を通じて共同受託運営管理機関に提出するものとする。

4 本規約による給付の請求を行おうとする者は、共同受託運営管理機関が指定する書類を提出しなければならない。

5 運用指図者は、氏名又は住所に変更があったときは、変更後の氏名又は住所及び氏名又は住所を変更した年月日につき、共同受託運営管理機関が指定する書類をその指定する期日までに提出しなければならない。

- 6 第2項第3号の規定は、運用指図者について準用する。
- 7 運用指図者であつて本規約に個人別管理資産がある者、及び本規約の加入者であつた者であつてその個人別管理資産が第57条から第59条の規定により移換されなかつた者（運用指図者を除く。）が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は10日以内にその旨を共同受託運営管理機関に届け出なければならぬ。
- 8 第1項第1号、第4号及び第5号並びに第5項に規定する氏名又は住所の変更の届出がなかつたために、共同受託運営管理機関又は再委託先記録関連運営管理機関からの通知が延着し又は到達しなかつた場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

（委託先運営管理機関のとりまとめ事務）

第72条 委託先運営管理機関は、前条に関する書類をとりまとめ、共同受託運営管理機関に提出するものとする。

- 2 委託先運営管理機関は、共同受託運営管理機関又は再委託先記録関連運営管理機関より一括送付される事業所宛て書類を、事業主に送付するものとする。

（事業年度及び報告書の提出）

第73条 本規約の事業年度は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

- 2 事業主は、法第50条の規定により、事業年度ごとに、施行規則第27条第1項に掲げる事項を記載した報告書を作成し、毎事業年度終了後3月以内に、再委託先記録関連運営管理機関を通じて厚生労働大臣に提出しなければならない。

（加入者等の個人情報の取扱い）

第74条 事業主及び代表事業主は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産の額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 委託先運営管理機関、共同受託運営管理機関及び再委託先記録関連運営管理機関は、本規約の実施に係る業務に関し、加入者等及び加入者等であった者の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産の額その他の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合のほか正当な理由がある場合は、この限りでない。

(各事業所の内部情報の取扱い)

第75条 代表事業主は、本規約の実施に係る業務に関し、実施事業所の就業規則又は労働協約、給与規程又は退職金規程、存続厚生年金基金規約、並びに別紙の記載事項、その他事業所、労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者に関する情報を保管し、又は使用するに当っては、その業務の遂行に必要な範囲内で保管及び使用しなければならない。

(本規約の変更)

第76条 事業主は、本規約の変更をしようとするときは、法第5条及び法第6条の規定に基づき、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。第7項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

- 2 前項の場合において、本規約の実施事業所が2以上あるときは、同項の同意は、各事業所について得なければならない。
- 3 第1項の変更が全ての実施事業所に係るものでない場合であって、当該変更に係る実施事業所について同項の同意があったときは、前項の規定にかかわらず、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなす。
- 4 管轄の地方厚生（支）局長に対する規約の変更の申請及び届出は、代表事業主が行う。
- 5 代表事業主は、規約の変更の承認を受けたときは、速やかに各事業主に通知することとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、代表事業主は、別紙に定める事項の変更の承認を受けたときは、速やかに当該変更に係る実施事業所の事業主に通知することとする。
- 7 事業主は、本規約に変更が生じた場合、変更後の規約を実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、運用指図者を含む。）に遅滞なく周知しなければならない。

(本規約の終了)

第77条 事業主は、本規約を終了しようとするときは、法第46条の規定に基づき、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。第4項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

- 2 前項の場合において、本規約の実施事業所が2以上あるときは、同項の同意は、各事業所について得なければならない。
- 3 本規約は、第1項の規定とは別に、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。
 - ① 法第47条の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。
 - ② 法第52条第2項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。
- 4 事業主は、本規約の終了について管轄の地方厚生（支）局長の承認を受けたときは、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（運用指図者を含む。）に周知しなければならない。
- 5 本規約を終了した場合において、本規約は、法第83条第1項の規定により同項第2号に掲げる者（個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産が連合会に移換されるまでの間、その目的の範囲内において、なお効力を有するものとする。

（法令その他の準用）

第78条 本規約に定めのないものについては、法令の定めるところによるものとする。

- 2 給付金の支給、個人別管理資産の額の移換その他に関して、本規約に定めのない事項については、委託先運営管理機関、共同受託運営管理機関、再委託先記録関連運営管理機関及び資産管理機関との間で締結した契約書等の定めるところによる。

（規約の閲覧）

第79条 事業主は、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者（企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者を除く。次項において同じ。）の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

- 2 本規約の実施事業所が2以上ある場合における閲覧については、当該閲覧の求めをした第一号等厚生年金被保険者を使用する事業主は、本規約の全部又は一部（当該事業主に係る部分に限る。）を閲覧させることができるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 本規約は、平成31年4月1日から施行する。

（加入に係る経過措置）

第2条 本規約の施行日において、加入者の資格を有する者については、第8条の規定にかかわらず、本

規約の施行と一緒に加入するものとする。

(存続厚生年金基金の給付の一部を減額して資産を移換する場合の取扱い)

第3条 資産管理機関は、法第54条の規定に基づき、別表第7のア欄に掲げる存続厚生年金基金の給付の一部を減額（同表イ欄に掲げる方法による減額。以下同じ。）することにより、存続厚生年金基金の資産の一部の移換を受けるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、本規約の施行日における別表第7のウ欄に掲げる者（以下この条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、各移換対象者について、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。
 - イ 別表第7のエ欄に掲げる日（以下、この項において「存続厚生年金基金規約変更日」という。）を経過措置政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなし、かつ、同日付同表ア欄に掲げる存続厚生年金基金の規約の一部を改正する規約による年金給付又は一時金たる給付の額の減額がないものとして同号の規定の例により計算した額
 - ロ 存続厚生年金基金規約変更日を廃止前厚生年金基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額
- 4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第11条の規定にかかわらず、各移換対象者の別表第7のア欄の存続厚生年金基金の加入員であった期間（ただし、廃止前厚生年金基金令第24条の規定により年金たる給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除く。）を、通算加入者等期間に算入する（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）ものとする。なお、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指団者期間並びに個人型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指団者期間は、通算加入者等期間に算入しない。
- 5 第1項に規定する資産の移換を受ける日は、別表第7のオ欄に掲げる日とする。

(存続厚生年金基金を解散して資産を移換する場合の取扱い)

第4条 資産管理機関は、法第54条の規定に基づき、別表第8のア欄に掲げる存続厚生年金基金の資

産の残余財産の一部または全部（同表イ欄に掲げる移換割合）を移換する。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、本規約の施行日における別表第8のウ欄に掲げる者（以下この条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、別表第8のア欄の存続厚生年金基金の規約において同表エ欄に掲げる条文において規定する額とする。
- 4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第11条の規定にかかわらず、各移換対象者の別表第8のア欄の存続厚生年金基金の加入員であった期間（ただし、廃止前厚生年金基金令第24条の規定により年金たる給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除く。）を、通算加入者等期間に算入する（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）ものとする。なお、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しない。
- 5 第1項に規定する資産の移換を受ける日は、別表第8のア欄の存続厚生年金基金の清算が完了した日とする。

（確定給付企業年金の給付の一部を減額しての資産の移換）

第5条 資産管理機関は、法第54条の規定に基づき、別表第9のア欄に掲げる確定給付企業年金の給付の一部を減額（同表イ欄に掲げる方法による減額。以下同じ。）することにより、確定給付企業年金の資産の一部の移換を受けるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、本規約の施行日における別表第9のウ欄に掲げる者（以下この条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、各移換対象者について、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。
 - イ 別表第9のエ欄に掲げる日（以下、この項において「企業年金基金規約変更日又は規約型企業年金規約変更日」という。）を確定給付企業年金法第60条第3項の事業年度の末日とみなし、かつ、同日付同表ア欄に掲げる企業年金基金規約又は規約型企業年金規約の一部を改正する規約による給付の額の減額がないものとして、同項の規定の例により計算した額
 - ロ 企業年金基金規約変更日又は規約型企業年金規約変更日を確定給付企業年金法第60条第

3項の事業年度の末日とみなして、同項の規定の例により計算した額

- 4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第11条の規定にかかわらず、各移換対象者の別表第9のア欄に掲げる企業年金基金又は規約型企業年金規約の加入員であった期間（ただし、確定給付企業年金法施行令第22条の規定により年金たる給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除く。）を、通算加入者等期間に算入する（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）ものとする。なお、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しない。

- 5 第1項に規定する資産の移換を受ける日は、別表第9のオ欄に掲げる日とする。

（確定給付企業年金を終了しての資産の移換）

- 第6条 資産管理機関は、法第54条の規定に基づき、別表第10のア欄に掲げる企業年金基金又は規約型企業年金規約の資産の残余財産の一部又は全部（同表イ欄に掲げる移換の方法による額。）の移換を受けるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産は、本規約の施行日における別表第10のウ欄に掲げる者（以下この条において「移換対象者」という。）の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、別表第10のア欄に掲げる企業年金基金又は規約型企業年金規約において同表エ欄に掲げる条文において規定する額とする。
- 4 前3項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第11条の規定にかかわらず、各移換対象者の別表第10のア欄に掲げる企業年金基金又は規約型企業年金規約の加入員であった期間（ただし、確定給付企業年金法施行令第22条の規定により年金たる給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、当該期間を加えた期間とし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除く。）を、通算加入者等期間に算入する（60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）ものとする。なお、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の

規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。) 及び企業型年金運用指団者期間並びに個人型年金加入者期間 (脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第 74 条の 2 第 2 項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。) 及び個人型年金運用指団者期間は、通算加入者等期間に算入しない。

- 5 第 1 項に規定する資産の移換を受ける日は、別表第 10 のア欄に掲げる企業年金基金又は規約型企業年金規約の清算が完了した日とする。

(退職手当制度を変更して資産を移換する場合の取扱い)

第 7 条 資産管理機関は、法第 54 条に基づき、別表第 11 のア欄に掲げる退職給与の支給に関する規程 (以下「退職給与規程」という。) を改正又は廃止することにより、資産の移換を受けるものとする。

- 2 前項の規定により移換を受けた資産 (以下「移換資産」という。) は、本規約の施行日における別表第 11 のイ欄に掲げる者 (以下この条において「移換対象者」という。) の個人別管理資産に充てるものとする。
- 3 前項に規定する個人別管理資産に充てる額は、各移換対象者について、別表第 11 のウ欄に掲げる実施事業所の退職給与規程の改正又は廃止が行われた日 (以下「移行日」という。) の前日における自己都合退職による要支給額から移行日における自己都合退職による要支給額及び移行日において同時に存続厚生年金基金、確定給付企業年金から資産が移換することとなった額を控除した額に、移換が完了するまでの間に係る利子相当額を加えた額を限度とする。
- 4 前項に規定する利子相当額の算定に用いる利率は、別表第 11 のエ欄に掲げる利率とする。
- 5 前 4 項の規定により資産の移換を受けた場合には、本則第 11 条の規定にかかわらず、各移換対象者の当該実施事業所の事業主に使用された期間 (ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除く。) を、通算加入者等期間に算入する (60 歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。) ものとする。なお、法附則第 2 条の 2 又は法附則第 3 条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間 (脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第 54 条第 2 項及び第 54 条の 2 第 2 項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。) 及び企業型年金運用指団者期間並びに個人型年金加入者期間 (脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第 74 条の 2 第 2 項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。) 及び個人型年金運用指団者期間は、通算加入者等期間に算入しない。
- 6 第 1 項に規定する資産の移換は別表第 11 のオ欄に掲げる日から同表のカ欄に掲げる日までの

間、毎年同表のキ欄に掲げる日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日）に行うこととする。ただし、別表第11のカ欄に掲げる日前に、本則第9条の規定により加入者の資格を喪失する場合は、当該加入者に係る移換資産のうちまだ資産の移換を受けていないものを、喪失した月の翌月の25日（25日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日）に、一括して移換する。

（老齢給付年金支給に係る経過措置）

第8条 本則第32条の規定にかかわらず、令和4年4月1日の前日において70歳に達したものに関しては、同条の文中「75歳」を「70歳」と読み替えるものとする。

（加入者の資格喪失に係る経過措置）

第9条 本則第9条の規定にかかわらず、令和4年5月1日において企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者に関しては、同条第7号の規定を適用せず、引き続き加入者とする。

（脱退一時金支給に係る経過措置）

第10条 本則第49条の規定に関して、令和4年5月1日より前に加入者の資格を喪失している者についても適用する。

附則

この規約は、令和元年10月1日から施行する。ただし、KDDIアセットマネジメント株式会社からauアセットマネジメント株式会社への名称変更および委託先運営管理機関の名称変更是令和元年7月1日から適用する。

附則

この規約は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項①の再信託受託者の名称変更是令和2年7月27日から適用する。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年10月1日に施行する。

附則

この規約は、令和 6 年 2 月 19 日に施行する。

附則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日に施行する。

(添付資料)

『運用の指図の特例に関して』

企業型年金規約第23条に定める、「事業主があらかじめ定め加入者等に示した方法」とは以下の通りです。

a uアセットマネジメントDCプラン

順位	運用商品名	商品販売会社名（運用会社名）
1	ろうきん確定拠出年金定期預金（スーパー型）	労働金庫連合会
2	ダイワつみたてインデックス日本債券	大和証券（大和アセットマネジメント）
3	ダイワつみたてインデックス外国債券	大和証券（大和アセットマネジメント）
4	DCダイワ新興国債券インデックスファンド	大和証券（大和アセットマネジメント）
5	DC・ダイワJ-REITオープン	大和証券（大和アセットマネジメント）
6	DCダイワ・グローバルREITインデックスファンド	大和証券（大和アセットマネジメント）
7	a uスマート・ベーシック（安定）	大和証券（a uアセットマネジメント）
8	a uスマート・ベーシック（安定成長）	大和証券（a uアセットマネジメント）
9	a uスマート・プライム（成長）	大和証券（a uアセットマネジメント）
10	a uスマート・プライム（高成長）	大和証券（a uアセットマネジメント）
11	ダイワつみたてインデックス日本株式	大和証券（大和アセットマネジメント）
12	大和住銀DC日本バリュー株ファンド 愛称「DC黒潮」	大和証券（三井住友DSアセットマネジメント）
13	フィデリティ・日本成長株・ファンド	大和証券（フィデリティ投信）
14	DIAM日本株式オープン<日本株式>（愛称「技あり一本」）	大和証券（アセットマネジメントOne）
15	<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	三菱UFJ信託銀行（三菱UFJアセットマネジメント）
16	ダイワつみたてインデックス外国株式	大和証券（大和アセットマネジメント）
17	大和住銀DC外国株式ファンド	大和証券（三井住友DSアセットマネジメント）
18	DCダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックスファンド	大和証券（大和アセットマネジメント）